

15 乍恐以書付奉願上候（山口房之助知行所勝手につき金五一〇兩余出金仰付
けのところ勘弁願う旨） 寛政六年二月

【読み下し文】

恐れながら書付を以て願ひ上げ奉り候
ひとつやまぐらふさのすけちぎよしよぶしゆうたままくんのづたむらなぬしさのうえもん
一、山口房之助知行所武州多麻郡野津田村名主佐野右衛門、同国同郡小野
じむらなぬしやじゆうろうかすのくにむしやぐんどうこやまべぐんろくそんそうだいとみたむらぜんべえい
路村名主弥十郎、上総国武射郡・同国山辺郡六か村惣代富田村善兵衛・岩
やまむらともうえもんかなやむらへいべえもうたてまつそんろうこたびじせうしよ
山村友右衛門・金谷村平兵衛申し上げ奉り候、此度地頭所用向きに付き、
わたしどもかむねおほ
私共罷り出すべきの旨仰せ渡され候間罷り出で候処、仰せ渡され候は、
じとうしよかつてむふによいこたびきんごひやくじゆうりようあまところしゆつきんいた
地頭所勝手向き不如意に付き、此度金五百拾兩余りの処出金致すべき旨
おほわたせうらえどもまええ
仰せ渡され候得共、前々より先納仕り候上は金子調達仕らず候間、
おこたもうせうろうところさそらわおしゆうかすさりようちぎようしよみぎきんごひやくじゆう
御答へ申し上げ候処、左候はば武州・上総兩知行所にて、右金五百拾
りようあまところうちきんさんびやくくじゆうりようあまうけがつかまつわ
兩余りの処、内金三百六拾兩余り請書仕るべき仰せ渡され候得共、是
までねんねんせんのおお
迄年々先納金仰せ付けられ、度々の儀に候、困窮の百姓何様にも金子調
たつかまつせうろうむねせんも申し上げ候処、御助成金拝借先納仕り候様仰
達仕らず候旨、先年も申し上げ候処、御助成金拝借先納仕り候様仰
せ渡され候間、御代官江川太郎左衛門様御役所にて、兩度に金七拾壹兩
いちぶえいじゆうにもんごぶごかねんきはいしやくせんのつかまつせうろう
壹分永拾式文五分五ヶ年季に拝借先納仕り候処、田畑収納金は年々御地
頭所へ皆済旨仰せ付けられ候て、御屋敷より右拝借金御納め成らるべき
むねおほやくたくごせうろうところさうしよおさがみちようだいまたぞろとうはる
旨の御約諾に御座候処、去る丑年も江川様御役所より御差紙頂戴、又候当春
もおぬきじうえもんさまおさしみとらうおそおどろたてまつしあわなおまたよんねんいぜん
も大貫治右衛門様より御差紙到来、恐れ驚き奉るの仕合せ、猶又四か年已前
せんのおんおおせいけうみきせいけうみき
も先納金仰せ付けられ候砌り、困窮の百姓故、調達仕らず候に付
き、其の旨申し上げ候処、簀笠之助様御役所御助成金拝借先納致すべき旨仰
せ付けられ候間、扨なく拝借先納仕り候、三ヶ年已前も右の始末
ごせうろうあいだよんどころ
御座候に付き、又候簀笠之助様御役所御助成金拝借先納仕るべき旨仰せ
つけられ候間、拝借仕り兩度に御助成金百兩余り先納仕り候、
みぎごじよせいきんよんくちあわきんひやくななじゆうりようあまはいしやくせんのつかまつせうろう
右御助成金四口合せて金百七拾兩余り拝借先納仕り候、最早村方に寄
り先々納めに相当り候村方もこれ有り候、惣じて村々借り居り並びに年
ぶきんなどおほらくだせうつひえいつとうさかむねおほひあいあたせうろうぎごせうろう
賦金等御払い下され候得ば一統先々納めに相当り候義に御座候、然る
ところみぎせんのおお
処右の先納仰せ付けられ当惑至極に仕り候、併ながら房之助御乗り出
し等にてこれ有り候ての入用金に御座候はば、何分才覚仕り先納仕
るべきと存じ奉り候得共、左様の義にて御座なく候故、年々弥増に先納仰
せ付けられ、是迄の儀も全く御隠居方にて何か入用金多く御座候て、右
の始末と存じ奉り候、此度勝手不如意に相成り仰せ付けられ候先納金

も何か無益の金子等御座候哉に存じ奉り候、既に先年用人齋木平太夫勤役中、勝手賄御渡し成され候はば、御親類中様も御本家勧め奉り、一統和睦相調い申すべき旨御諫言申し上げ奉り候処、其の儀においては尤もの事と御隠居其の趣き聞き済みの上、賄い相渡され、これに依り齋木平太夫仕法相立て、知行所え右の趣き申し聞かされ候間、有り難く承知畏み奉り、則ち金請書差し出し刻右齋木平太夫儀、御隠居以ての外打擲致され、其の上差し控え仰せ付けられ、剩え永の御暇仰せ付けられ候、其の節より引き続き今年迄御隠居手賄致され候に付き、無益の金子等御厭いなく心儘に遣い捨てられ、地頭所差し支えに相成り並びに知行所難義仕り候間、是非なく今般右の始末に御座候、何卒此の土地頭所の難渋に相成らず並びに百姓相続仕り候様、此の上の御取締り宜敷様御勘弁成し下され、偏えに御慈悲願ひ上げ奉り候、御憐愍を以て願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候はば、地頭所勝手向雑用金の義は何れ相働き先納仕るべく候、只行々先納仕り候ては却つて地頭所の為にも相成らず、無益の出金に百姓亡き地と存じ奉り候、何分地頭所繁栄並びに百姓御憐愍と聞き召させられ、是迄地頭所勝手向き不取締りの義は御隠居手賄い故と恐れながら存じ奉り候、委細の義は御尋ねの上、別帳に相認め御覧に入れ奉るべく候、猶又口上を以て申し上げ奉るべく候、願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候はば御憐愍と有り難き仕合せに存じ奉り候、以上

山口房之助知行所

上総国武射郡

同国山辺郡

寛政六年

六ヶ村惣代

寅二月

富田村

善兵衛

岩山村

友右衛門

金谷村

平兵衛

武州多麻郡

野津田村

佐野右衛門

同州同郡

小野路村
弥十郎

御小普請組御支配

青山美濃守様

御役所